

尼崎市分譲マンション共用部分バリアフリー化助成事業実施要綱

(この要綱の目的)

第1条 この要綱は、高齢者及び障害者（以下「高齢者等」という。）が住み慣れた住宅で安心して自立した生活を送るため、分譲マンションの共用部分のバリアフリー化工事に要する費用の一部を支援する「分譲マンション共用部分バリアフリー化助成事業」の実施手続き等について必要な事項を定め、当該制度の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 管理組合 マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第2条第3号に定める団体等で、第6条第1項の規定により助成金の交付を申請した者（以下「申請者」という。）
- (2) 分譲マンション マンションの管理の適正化の推進に関する法律第2条第1号に定めるもの
- (3) 共用部分のバリアフリー化工事 別表第1に掲げる改造工事

(助成対象者)

第3条 市長は、次の各号に掲げる要件を全て満たしている申請者に対し、予算の範囲内で、その申請に係る分譲マンションの共用部分のバリアフリー化工事（以下「助成対象工事」という。）に要する費用の一部を助成することができる。

- (1) 市内に存する1棟につき21戸以上の分譲マンション（平成5年10月1日以降に建築されたもので51戸以上のもの、及び平成14年10月1日以降に建築されたものを除く。）の管理組合（以下「対象管理組合」という。）であること（複数棟で構成される管理組合で、合計戸数が21戸以上のものを含む。）。
- (2) 尼崎市暴力団排除条例（平成25年尼崎市条例第13号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (3) 過去に第11条第2項の規定による助成金の交付を受けていないこと。
- (4) 同一の共用部分のバリアフリー化工事において、他の助成事業と

重ねて当該事業の助成金の交付を受けていないこと。

(助成対象工事)

第4条 助成対象工事は、次の各号に掲げる要件を全て満たしている工事とする。ただし、建築物の構造耐力上主要な部分（建築物の倒壊の防止等を目的とする構造耐力上の面からみて主要な部分。筋交いに入った構造耐力上必要な壁、柱等をいう。）の変更を伴わないものに限る。

- (1) 別表第1に掲げる各改造箇所において、改造箇所毎の必須工事の全てを実施すること。ただし、既に必須工事の一部を実施している場合はその限りではない。
- (2) 別表第1に掲げる各改造箇所のうち、選択工事のみを行うものではないこと。
- (3) 別表第1に掲げる工事の内容の技術的な基準は、原則として、兵庫県福祉のまちづくり条例施行規則別表第3第1の基準によること。

2 助成対象工事は、第7条第1項の規定による助成金の交付決定後に着手しなければならない。

(助成金額)

第5条 助成金額は、1棟につき、助成対象工事に要した費用の額に応じた別表第2に定める助成額とする。

(助成金の交付申請等)

第6条 この要綱による助成金の交付を受けようとする者は、助成金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 工事計画書（第2号様式）
- (2) 助成対象工事に要する費用の見積書
- (3) 建築年月日、戸数を証する書類
- (4) 助成対象工事の着手前の状況を示す写真
- (5) 助成対象工事の施工前後の平面図又はその他助成対象工事の内容を確認することができる図書
- (6) その他市長が必要と認める図書

2 前項の規定による申請（以下「助成申請」という。）は、当該助成申請が行われる年度の別途市が定める日（以下「申請期限」という。）までに行わなければならない。ただし、申請期限前であっても、予算の上限に達した時点でその年度における助成申請の受付を終了するものとする。

(助成金の交付決定等)

第7条 市長は、助成申請があった場合において、その内容を審査し、適当であると認めるときは、助成金の交付決定を行い、助成金交付決定通知書(第3号様式)によりその申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、その審査のために必要と認めるときは、実地による調査等を行うものとし、申請者はこれに協力するものとする。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付決定を行うに当たり、必要があると認めるときは、その交付について条件を付することができる。

3 第1項の規定は、市長が助成申請の内容が適当でないと認める場合について準用する。この場合において、同項中「交付決定を」とあるのは「不交付決定を」と、「助成金交付決定通知書(第3号様式)」とあるのは「助成金不交付決定通知書(第4号様式)」と読み替えるものとする。

(変更の申請及び通知)

第8条 申請者は、前条第1項の規定による助成金の交付決定(以下「交付決定」という。)を受けた助成金額に変更が生じるときは、助成金交付変更申請書(第5号様式)に変更に関する書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、予算の範囲内の条件の下で適当であると認めるときは、助成金交付変更決定通知書(第6号様式)によりその申請者に通知するものとする。

(完了の届出)

第9条 申請者は、助成対象工事が完了したときは、速やかに、工事完了届出書(第7号様式)に次の各号に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 原則として、助成対象工事に係る工事請負契約書及び当該助成対象工事に要した費用の支払に係る領収書の写し

(2) 助成対象工事の施工状況及び完了状況を確認することができる写真

(3) その他市長が必要と認める図書

2 前項の規定による届出は、助成申請を行った日の属する年度の1月の最終の市の開庁日までに行わなければならない。

(助成金額の確定等)

第10条 市長は、前条第1項の規定による完了の届出があった場合において、その内容を審査し、当該内容が交付決定の内容、第7条第2

項の規定により付された条件（以下「交付条件」という。）その他この要綱の規定に適合していると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金額確定通知書（第8号様式）により申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、その審査のために必要と認めるときは、実地による調査等を行うものとし、申請者はこれに協力するものとする。

（助成金の交付請求及び交付）

第11条 申請者は、前条の規定による通知を受けたときは、速やかに、助成金交付請求書（第9号様式）によりその助成金の交付を市長に請求しなければならない。

2 市長は、前項の規定による助成金の交付請求を受けたときは、その請求に係る助成金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第12条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により交付決定又は助成金の交付を受けたとき。

(2) 交付決定の内容又は交付条件に違反したとき。

(3) 関係法令等の規定又はこれに基づく市長の処分等に違反したとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定の全部又は一部の取消しを行うときは、助成金交付決定（一部）取消通知書（第10号様式）により申請者に通知するものとする。

（助成金の返還請求等）

第13条 市長は、前条第1項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、その取消し部分について、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて助成金返還請求書（第11号様式）によりその返還を、その取消しを受けた者に求めるものとする。

2 前項の返還の期限は、同項の規定により市長が返還を請求した日の翌日から起算して20日を経過する日とする。

（施行の細目）

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、主管局長が定める。

付 則

この要綱は、平成26年5月16日から施行する。

付 則

この要綱は、令和元年7月31日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表第 1

改造箇所	工事の内容	種別	
		必須	選択
外部出入口	出入口の開口幅を確保するための工事 その他、高齢者等の利用の安全性又は利便性の向上に資するものの設置	○	○
敷地内通路	傾斜路又はそれに類するものの設置 傾斜路を設置した場合の手すりの設置 その他、高齢者等の利用の安全性又は利便性の向上に資するものの設置	○ ○	○
床 面	ノンスリップ化	○	
廊下等	傾斜路又はそれに類するものの設置 傾斜路を設置した場合の手すりの設置 その他、高齢者等の利用の安全性又は利便性の向上に資するものの設置	○ ○	○
階 段	手すりの設置 蹴込み板及び滑り止めの設置 その他、高齢者等の利用の安全性又は利便性の向上に資するものの設置	○ ○	○

(注) 上記工事の技術的な基準は、原則として、兵庫県福祉のまちづくり条例施行規則別表第 3 第 1 の基準によるものとする。

別表第 2

助成対象工事費	助成額
75千円以上150千円未満	40千円
150千円以上300千円未満	75千円
300千円以上600千円未満	150千円
600千円以上900千円未満	250千円
900千円以上	300千円